

台湾著作権法における台湾版 AI と情報解析規定の考察

台湾徳明財經科技大学 助理教授 白江 泰人



要 約

近年、日本に半導体工場を建設するなど台湾の半導体関連産業は非常に盛んである。台湾はこれらの半導体を基盤に AI の推進にも力を入れ、台湾版 AI で「TAIDE」と呼ばれる大規模言語モデルの開発を行っている。大規模言語モデルのトレーニング、開発には大量のテキストデータが必要であり、さらにこの大量のテキストデータを情報解析する必要がある。これら情報解析に関し、台湾著作権法には日本著作権法第 30 条の 4 に相当する規定がない。そのため、台湾著作権法の特徴の 1 つであるフェアユース規定に基づき対応する必要がある。

本稿では、台湾著作権法のフェアユース規定を紹介するとともに、台湾著作権法における台湾版 AI の「TAIDE」の情報解析が台湾のフェアユース規定に該当する否かを検討し、台湾著作権法における情報解析規定を理解する一助としたい。

目次

- はじめに
- 台湾版 AI 「TAIDE」
 - 台湾版 AI 「TAIDE」の開発と成果
 - 台湾版 AI 「TAIDE」の開発と訓練データ
- 台湾著作権法とフェアユース規定
 - 台湾著作権法概要
 - 台湾著作権法におけるフェアユース規定
- 台湾著作権法におけるフェアユース規定と台湾版 AI における情報解析
 - 利用の目的及び性質、商業目的または非営利の教育目的を含む（台湾著作権法第 65 条第 2 項第 1 号）
 - 著作物の性質（台湾著作権法第 65 条第 2 項第 2 号）
 - 利用の分量及びそれが著作物全体に占める割合（台湾著作権法第 65 条第 2 項第 3 号）
 - 利用の結果が著作物の潜在的な市場と現在の価値に与える影響（台湾著作権法第 65 条第 2 項第 4 号）
- 終わりに

1. はじめに

台湾の半導体メーカー TSMC が熊本県に工場建設を始めてから、日本と台湾の交流は顕著になっている。2024 年 9 月に台湾経済部（日本の経済産業省に相当）が半導体産業に関連した施設の集積地を九州に設置することを発表し⁽¹⁾、翌年の 2025 年 4 月には日台の半導体サプライチェーンの協力関係を深めるため、福岡県に「台湾貿易投資センター（中国語：台湾貿易投資中心）」を設立⁽²⁾するなど、交流は今後さらに増えるものと考えられる。台湾は半導体関連産業が有名であるが 2024 年 5 月の総統就任演説において、頼清徳総統は「世界がスマート化に挑戦する中、台湾は半導体チップ・シリコンアイランドを基盤に、全力で“人工知能（AI）の島”の推進をすべきである」⁽³⁾と表明しており、また 2024 年 7 月 15 日に「人工知能基本法（中国語：人工智慧基本法）」の草案が公開⁽⁴⁾されたこともあり、将来的に益々 AI の発展に力を入れていくものと思われる。

AI に関しては、2023 年の年初から国家科学及び技術委員会（以下「国科会」という）が、台湾の文化に基づき台湾独自の言語、価値観、習慣などを融合した信頼できる生成 AI エンジンの基本モデルを作成するとともに、台

湾社会のニーズを真に満たす人工知能システムを構築することを目的とした「信頼できる生成 AI 発展先行推進計画（中国語：推動可信任生成式 AI 發展先期計畫）」に基づき、さまざまな分野に応用できる「信頼できる AI 対話エンジン（中国語：可信任的人工智慧對話引擎）」（Trustworthy AI Dialogue Engine、以下「TAIDE」という）を開発している⁽⁵⁾。

台湾版 AI である「TAIDE」は、大規模言語モデルであり、様々な資料をテキストデータとして使用し情報解析を行う必要がある。情報解析規定を世界で初めて導入したのは日本であるが、その後、英国、ドイツ、フランス、欧州指令、スイス、シンガポールと、情報解析規定を導入する立法例が増えている⁽⁶⁾。

一方、台湾においてはこれら情報解析に関する規定が存在せず、台湾著作権法の特徴の1つであるフェアユース規定が存在するのみである。結果、台湾版 AI で大規模言語モデルの「TAIDE」においても情報解析が行われているため、台湾著作権法との関係性がしばしば指摘されている。

本稿では、台湾版 AI である TAIDE と台湾著作権法における情報解析に関するフェアユースの規定等を紹介し、その関係性を検討する。

2. 台湾版 AI 「TAIDE」

（1）台湾版 AI 「TAIDE」の開発と成果

近年、生成 AI（Generative AI）がブームとなり、さまざまな生成 AI アプリケーションサービスが次々に登場し、広く巨大な影響をもたらしているとともに、すでに多くの業界において各種イノベーションの運用進行に使用されている。たとえば、ChatGPT の出現により、多くの国や科学テクノロジーの大手企業が大規模な言語モデルの開発に積極的に投資するようになってきている。台湾の半導体が世界をリードし、将来的に重要な戦略的地位を維持するには、人工知能の発展傾向と組み合わせ、AI の基礎インフラを拡充し、台湾独自の大規模言語モデルを構築することが重要な課題の1つである。しかし、国際的な大規模言語モデルの市場発展において、訓練データの多くは英語であり、中国語に関しては簡体字が大半であるため⁽⁷⁾、回答内容が台湾の文化、価値観に合わないことがしばしば発生している。そこで、地域文化を保護し、台湾の「デジタル主権」を確保するために、2023 年 4 月より TAIDE 計画を始動させ、生成 AI アプリケーション及び産業発展を促進し、国際競争力を向上することとした⁽⁸⁾。この TAIDE の計画は、官民連携により台湾の要素を融合し発展させ、繁体字を主とした「信頼できる AI 対話エンジン（中国語：可信任的人工智慧對話引擎）」の開発であり、当該 TAIDE 計画の予算は約 2 億から 3 億台湾ドルとなっている⁽⁹⁾。そして、TAIDE の開発には、台湾内の関係領域においてトップクラスの教授陣⁽¹⁰⁾が参加し、モデル及び対話学習技術の核心部分の指導を行っている⁽¹¹⁾。

以下に、公表されている主な TAIDE の成果を記載する⁽¹²⁾。

2023 年 6 月 14 日成果報告

「TAIDE 計画第 1 段階成果記者説明会」を開き、計画の骨格と方向性を説明するとともに、Meta 社から発表された「Llama2（ラマツー）」をベースに繁体字を取入れたモデルトレーニングを行った「TAIDE 7B モデル（中国語：TAIDE 7B 模型）」を公開した。

2024 年 4 月 15 日 TAIDE-LX-7B モデルの公開

TAIDE の公式サイト及び TAIDE hugging face にて、TAIDE-LX-7B モデルを公開した。概要の自動作成、手紙の作成、文章作成、中翻英、英翻中等のオフィスにおける日常業務を強化され、モデルの訓練に使用されている訓練データには、TAIDE チーム、政府機関及び民間出版社を通じて合法的に許諾を得た資料を使用した。

2024 年 4 月 29 日 Llama3-TAIDE-LX-8B の公開

2024 年 4 月 19 日に Meta が Llama3 を公開したことを受け、TAIDE 開発チームは、わずか 4 日間でモデルの訓練及び基本テストを完成させ、手続きに基づき国科会の同意を得た後、Llama3 をベースにした Llama3-TAIDE-

LX-8B-Chat-Alpha1 モデル先行版を公開した。

2024 年 5 月 3 日 TAIDE 成果報告

TAIDE 計画から 1 年後、Llama2 をベースに開発した TAIDE LX-7B 商業モデル、学術研究用の TAIDE LX-13B モデル及び Llama3-TAIDE-LX-8B-Chat-Alpha1 等の 3 種類を開発、成果報告会を開催するとともに、関係各社を招待し各種 TAIDE の応用成果を展示した。

(2) 台湾版 AI「TAIDE」の開発と訓練データ

上記モデルの訓練に使用されている訓練データには、政府機関及び民間出版社を通じて合法的に許諾を得た訓練データを使用している。訓練データの主な出所は、TAIDE の公表⁽¹³⁾によると、各中央、地方政府機関発行の資料、報告書及び旅行観光情報等の公開資料であり、民間企業の資料としては、碁峰資訊股份有限公司（碁峰網站）、三采文化股份有限公司（三采文化童話書）、三采文化股份有限公司（出版社資料－三采文化（網站資訊））、東森新媒體控股股份有限公司（ETToday 新聞雲）、今周刊出版社股份有限公司（今周刊）、BigScience（中文維基百科（bigscience-data/roots_zh-tw_wikipedia））等ごく僅かである。

生成 AI の開発は、機械学習のうちの深層学習と言われる手法等により、大量かつ多様なデータを情報解析し、データから読み取れる多数のパターンやルール、傾向等を学習させ、指示に対して、的確な出力を予測できるように調整を行うことで進められる。そのため、AI の開発にはその目的に応じて言語、画像等のデータを学習に用いる必要があり、これらの学習に用いるデータの質及び量が、その性能の決定に大きな影響を与えている⁽¹⁴⁾。

TAIDE には、主に政府の公開資料が訓練データとして使われており、民間企業の訓練データは非常に少ない。民間企業の訓練データが非常に少ない理由としては、原則許諾を得たもののみを使用していること及び開発予算が関係していると考えられる。

日本著作権法においては、著作権法第 30 条の 4 の規定に基づき上記 AI 開発における情報解析も「非享受目的」、「必要と認められる限度内」、「著作権者の利益を不当に害する場合に該当しない」等の要件を充足する場合は、著作権者の許諾なく著作物を利用することができる。しかし、台湾著作権法においては類似の規定がない。

また、台湾知的財産局の 2023 年 6 月の行政解釈「經授智字第 11252800520 號」によると、ChatGPT（テキストの生成）や Midjourney（画像の生成）などの生成 AI モデルでは、通常モデル開発者はまず最初に、モデルのトレーニング及び学習のために大量のデータを収集して提供する必要がある。トレーニング完了後、ユーザーはキーワードを入力すると当該モデルは自動でテキスト、画像、またはビデオコンテンツを生成する。前述の「AI モデルをトレーニングするためのデータ収集」の段階において、トレーニングデータの原始著作物の「複製」に該当する可能性があり、著作権法第 44 条～第 65 条に規定されたフェアユースに該当する以外は、著作財産権者の同意又は許諾を得た後これを使用できる⁽¹⁵⁾と説明されている。したがって、台湾において情報解析するには、原則著作財産者の同意を得る必要があるが、フェアユース規定に該当すれば、著作財産者の同意は必要ない。

そのため、AI 開発のための情報解析がフェアユースに該当し、仮に許諾を得ることなく自由に民間企業等のデータを大規模言語モデルの訓練に使用できれば、上記の予算による訓練データの不足及び訓練データの大量使用等の問題は克服可能であり、「TAIDE」のさらなる精度の向上が期待できる。次に、台湾著作権法及びフェアユース規定とその関係性を検討する。

3. 台湾著作権法とフェアユース規定

(1) 台湾著作権法概要

台湾著作権法は、1945 年中華民国が台湾を接収した後、中華民国が 1928 年 5 月 14 日に制定公布した著作権法が適用された。当時の著作権法は全部で 40 条からなるものであった⁽¹⁶⁾。1985 年 7 月 10 日修正では著作権登録保護主義を廃止し、創作保護主義が採用された。1999 年には知的財産権保護を強化する施策の一環として、「知的財

産局」(Taiwan Intellectual Property Office/TIPO)が新設され、知的財産局が著作権も管轄することになった。2002年1月1日にはWTOに加盟し、その結果、台湾において外国人も等しく著作権による保護を受けられることになった⁽¹⁷⁾。台湾著作権法は、第1章総則、第2章著作物、第3章著作者及び著作権、第4章製版權、第4章の1権利管理電子情報及び無断複製防止措置、第5章著作権仲介団体並びに著作権の審議及び調停委員会、第6章権利侵害の救済、第6章の1インターネット・サービス・プロバイダーの民事免責事由、第7章罰則、第8章附則から構成されており、日本の著作権法と明確に異なる規定の1つにフェアユース規定がある。

(2) 台湾著作権法におけるフェアユース規定

1992年の台湾著作権法改正において、同法第44条～第63条の著作財産権の制限に関する規定を改正新設するとともに、アメリカ著作権法第107条の規定を参考し、台湾著作権法第65条にフェアユースの概念が導入された⁽¹⁸⁾。1992年の改正前においては、条文にフェアユースは規定されていなかったが、裁判所は「著作権は著作権法に基づき与えられた著作者保護の精神で、知的創作は私権を有し、その目的は私権の保障及び創作の奨励をもって社会の進歩を促すものである。しかし社会全体から見て、仮に過度に著作権を保護すれば、一般人の利用が困難になり、学術交流の発展と知識の伝達を阻害し、社会の公益を妨害し、著作権法が保護する私人の著作権の本旨と異なる。故に社会の公益と私権の調和のために、英米法のフェアユース原則を、他人が正当な理由で著作物を使用し、さらにその使用の目的、分量、原著作物の価値への影響及び原著作物の性質等要素を鑑み、合理的な限度を超えていないと認める時は、著作権の侵害に該当しない」と判決⁽¹⁹⁾するなど、実務においてフェアユースの概念は使用されていた⁽²⁰⁾。

台湾著作権法第44条～第63条までの規定を大きく分類すると(1)国家機関運用目的と著作財産権の制限(2)教育又は学術研究目的と著作財産権の制限(3)文化保存、芸術文化向上目的と著作財産権の制限(4)情報自由流通目的と著作財産権の制限(5)公益活動目的と著作財産権の制限(6)商品流通目的と著作財産権の制限(7)非営利の個人使用目的と著作財産権の制限の7種類プラス(8)コンピュータプログラム著作物の特別規定に分類できる⁽²¹⁾。

表1 台湾著作権法における著作財産権の制限規定(第44条～第63条)

台湾著作権法第44条	中央政府または地方機関に関するフェアユース
台湾著作権法第45条	司法手続きに関するフェアユース
台湾著作権法第46条	学校授業に関するフェアユース
台湾著作権法第46条の1	非営利の遠距離学習に関するフェアユース
台湾著作権法第47条	教科書用図書に関するフェアユース
台湾著作権法第48条	図書館等所蔵機関に関するフェアユース
台湾著作権法第48条の1	図書館の論文等概要に関するフェアユース
台湾著作権法第49条	時事報道に関するフェアユース
台湾著作権法第50条	政府出版品に関するフェアユース
台湾著作権法第51条	私的使用に関するフェアユース
台湾著作権法第52条	引用
台湾著作権法第53条	障害者の使用に専ら供することに関するフェアユース
台湾著作権法第54条	試験に関するフェアユース
台湾著作権法第55条	非営利活動に関するフェアユース
台湾著作権法第56条	ラジオ・テレビの一時録音録画に関するフェアユース
台湾著作権法第56条の1	団地等コミュニティ内共同アンテナにおける無線テレビに関するフェアユース
台湾著作権法第57条	美術の著作物または撮影の原物著作または合法複製物に関するフェアユース
台湾著作権法第58条	公開場所における美術の著作物または建築の著作物に関するフェアユース

台湾著作権法第 59 条	コンピュータプログラムの著作物に関するフェアユース
台湾著作権法第 59 条の 1	散布権の消尽
台湾著作権法第 60 条	貸与権の消尽原則
台湾著作権法第 61 条	時事論述に関するフェアユース
台湾著作権法第 62 条	公開演説に関するフェアユース
台湾著作権法第 63 条	フェアユースの翻訳、翻案及び頒布

例示列举されているフェアユースに該当しない行為に関しては、著作権法第 65 条にて判断されることになる。言い換えれば、たとえ第 44 条～第 63 条の例示規定にない行為でも、著作権法第 65 条 2 項に規定する 4 つの判断基準に合致すれば、「フェアユース」に該当する⁽²²⁾ことになる。以下に条文を記載する。

著作権法第 65 条（フェアユースの効果と認定基準）

1. 著作物のフェアユースは、著作財産権の侵害を構成しない。
2. 著作物の利用は第 44 条から第 66 条規定の合理的範囲またはその他フェアユースの状況、全ての状況を参酌し、特に次の事項に注意しなければならない。判断の基準は以下の通りとする。
 - (1) 利用の目的及び性質、商業目的または非営利の教育目的を含む。
 - (2) 著作物の性質。
 - (3) 利用の分量及びそれが著作物全体に占める割合。
 - (4) 利用の結果が著作物の潜在的な市場と現在の価値に与える影響。
3. 著作権者団体と利用者団体は著作物のフェアユースの範囲の協議をする場合には、前項の判断を参考できる。
4. 前項の協議過程において、著作権の主務官庁に意見を聞くことができる。

AI 開発における情報解析についても、上記の知的財産局の行政解釈に基づけば、「複製」に該当する可能性があるため、この台湾著作権法第 65 条の 4 つの認定基準にて判断される。次に、台湾の AI 開発における情報解析がフェアユースに該当するか否かを検討、考察する。

4. 台湾著作権法におけるフェアユース規定と台湾版 AI における情報解析

以下に、台湾著作権法第 65 条の 4 つの認定基準及び各種認定基準に台湾版 AI の情報解析が該当するか見ていく。

（1） 利用の目的及び性質、商業目的または非営利の教育目的を含む（台湾著作権法第 65 条第 2 項第 1 号）

第 1 号の利用の目的及び性質には、商業目的または非営利の教育目的を含む。これは使用者の利用目的及び性質から判断するものであり、「商業目的」であればフェアユースに該当しないというものではなく、「非営利教育目的」であればフェアユースに該当するというものではない。「商業目的」の利用はフェアユースに該当しにくく、反対に「非営利教育目的」であれば比較的容易にフェアユースに該当する。本号の適用は、最終的には、著作権法第 1 条の立法目的に合致するか否かで判断されることになる。すなわち、仮に使用目的が教育目的ではない場合でも、使用者の使用目的及び性質が社会公共利益の調和又は文化発展の一助になる場合、認定に関しプラスの評価を受けることができる。反対に、使用者の使用が営利手段ではない場合でも、使用者の使用目的及び性質が社会公共利益の調和又は文化発展の一助にならず、さらに当該複製行為が他に更に重要な利益を生むものではないとき、著作財産権者の利益を犠牲にし当該行為を許可することについては、マイナスの評価を受ける⁽²³⁾。

台湾最高裁判決においても、「利用の目的及び性質」は、単純に商業と非営利の目的に二分できるものではなく、著作権法第 1 条の立法目的に基づき「使用者の使用目的及び性質が社会公共の利益の調和または国家文化の発展の一助になるか否かで判断し、一助になる場合には、著作財産権者の利益を犠牲にして当該複製行為を許容する必要がある」⁽²⁴⁾とされている。

企業による AI 開発のための情報解析は、商業目的に該当する。一方で、政府自身による AI 開発も「TAIDE」の場合、商業目的に提供しているため非営利ではない。ただし、台湾版 AI は、商業目的ではあるが台湾の要素を融合し発展させ、繁体字を主とした「信頼できる AI 対話エンジン」の開発を目指しており、文化発展の目的に合致していると考えられる。そのため、フェアユースの認定に関してはプラスの評価を受けると考える。

（２） 著作物の性質（台湾著作権法第 65 条第 2 項第 2 号）

第 2 号の著作権の性質は、主に利用された著作物の性質から判断し、利用後に新たな著作物が発生した場合、同様にこの新たな著作物の性質から判断する⁽²⁵⁾。判決⁽²⁶⁾によれば、「利用される著作物の性質とは、創作性が高い著作物ほど高度な保護が与えられる。したがって、他人が主張する当該著作物のフェアユースの機会がますます少なくなり、著作権者の創作の要因の低下を防ぐことができる。」と示されており、利用者が原著作物を利用する際、仮に原著作物と異なるその他意義及び機能を有し、それらと原著作物との差が大きければ大きいほど、「変形性利用（transformative）」が大きくなるため、結果として利用者がフェアユースを主張できる空間が大きくなる⁽²⁷⁾。

AI 開発における情報解析では、大量の訓練データを使用する。判例に基づけば、創作性が高い著作物ほど高度な保護が与えられ、フェアユースを主張する機会が少なくなるとされるが、大量の訓練データには単純なものから高度な著作物まで多種多様な訓練データが使用されている。ただし、変形性利用の観点から見た場合、ある意味 AI 開発においては原著作物と異なる機能を有しているということもできる。それは、原著作物をただ単純にインプットするのではなく、情報解析を行い、最終的には、原著作物とは異なる形で AI により回答させるためである。そのため、変形性利用（transformative）の観点から見ればフェアユースの認定に関しプラスの評価がされる可能性も否定できない。ただし、特定の著作物と類似した AI 生成するような場合は、もちろんマイナス評価になる。

（３） 利用の分量及びそれが著作物全体に占める割合（台湾著作権法第 65 条第 2 項第 3 号）

第 3 号の利用された著作物の利用の分量及びその著作物が占める割合とは、新たな著作物が発生した場合、利用された著作物中の新たな著作物が占める分量、比重を考慮するものであり、1 冊 100 頁近くある著作物を利用し、10 頁のみ利用した場合であっても、その 10 頁が重要な部分であれば、フェアユースを主張できない。一方、1 章 1 万字の論文で 1 首 200 字の詩を評論し、全文を引用した場合、フェアユースを主張できる。しかし仮に、3 千文字の短い評論において、他人の 2 千文字の著作物の全文を引用した場合、フェアユースを主張できない⁽²⁸⁾。

生成 AI における情報解析には、大量の訓練データが必要であり利用の分量及び当該量が著作物全体に占める割合は、ほぼ 100% であると考えられる。訓練データには、むしろ重要な部分を含める必要性がある場合が多く、フェアユースを主張できない可能性が高い。そのため、フェアユースの認定に関しマイナスの評価を受ける可能性がある。

（４） 利用の結果が著作物の潜在的な市場と現在の価値に与える影響（台湾著作権法第 65 条第 2 項第 4 号）

第 4 号の利用の結果が著作物の潜在的な市場と現在の価値に影響を与えるものか否かとは、行為者の使用が現在の市場の経済損害を考慮し、将来の潜在市場の影響も参考にするものである⁽²⁹⁾。これら将来の潜在市場の影響について、例えば、録音業者が現在インターネット音楽経営市場に参入していないが、将来経営を拡大させる場合もあり、現時点においてインターネット音楽経営市場に参入していないことをもって、録音業者の「市場代替」効果が発生しないと認めることはできない⁽³⁰⁾。判例⁽³¹⁾においては「未許諾で他人の写真著作を商業雑誌上で利用する行為は、被告が原告の写真の著作物を雑誌上に複製し、会員に無料で提供し、第三者が原告に対し当該写真の著作物に関する使用許諾を求める機会を低下させ、原告のその写真の著作物から受け取る使用許諾金の潜在経済価値に影響を与える」としている。また、「本号は著作物の利用後を考慮し、原著作物の経済市場において「市場代替」の効果が産生するか否か、当該効果が産生し原著作物の商業利益が影響を受け、仮に当該原著作物の商業利益の影響が大きいときには、フェアユースを主張する機会が少なくなる」⁽³²⁾とされている。

例えば、情報解析に使用されている資料を販売している出版社等が将来的に自社で生成 AI を制作する可能性は少ないと考える。一方で、当該出版社が訓練データとして当該資料をデータセットとして提供する可能性はあると

考える。むしろ、日本のように情報解析規定がなく、1つ1つに許可が必要な場合、有償なデータセットとして販売提供する可能性は増える可能性もある。そのため、フェアユースの認定に関しては、マイナスの評価を受ける可能性がある。

5. 終わりに

台湾には日本著作権法第30条の4に類似する規定がなく、生成 AI の開発に関する情報解析はフェアユースに該当するか否かで判断する。

現状判決がない状況においては断言できないが、台湾著作権法第65条第2項の4つの認定基準に基づき検討するとフェアユースに該当しない可能性を否定できない。

そのため、やはり現状の「TAIDE」開発と同様、1つ1つ許諾を得る必要があると考えられる。実際、台湾版 AI である「TAIDE」においても1つ1つ許諾を採っていると思われる⁽³³⁾。しかし、それには莫大な費用と労力が必要になる。生成 AI、特に大規模言語モデルの性能は、訓練データの数量にも関係しているため、資金が限られている中でこれら大量の訓練データの許諾を得るのは不可能であり、他国において許諾なく訓練データとして使用できることに鑑みれば、AI の性能の差は明らかである。

台湾も人工知能基本法の草案が公開されるなど、今後生成 AI に関する規定に関しても積極的に改正等が行われる可能性もあり、今後の動きに注目していきたい。

(注)

- (1) 経済日報、半導體鏈掀日本群聚效應 經長：將設九州服務公司 (2024/09/02)、<https://money.udn.com/money/story/5612/8202230> (最終アクセス：2024/10/20)。
- (2) 經濟部、本部新聞、福岡「臺灣貿易投資中心」揭牌 臺日合作邁向新高度 (2024/04/21)、https://www.moea.gov.tw/MNS/populace/news/News.aspx?kind=1&menu_id=40&news_id=119104 (最終アクセス：2025/05/20)。
- (3) 中華民國總統府、總統府新聞、總統發表就職演說宣示打造民主和平繁榮的新臺灣 (2024/05/20)、<https://www.president.gov.tw/News/28428> (最終アクセス：2024/10/20)。
- (4) 國家發展委員會、公共政策網路參與平臺、國家科學及技術委員會公告：預告制定「人工智慧基本法」草案 (2024/07/15)、<https://join.gov.tw/policies/detail/4c714d85-ab9f-4b17-8335-f13b31148dc4> (最終アクセス：2025/05/30)。
- (5) 財團法人國家實驗研究院、人人都是 AI 導師：全民共創臺灣本土大語言模型計畫 ALL-TAI LLM 應用工作坊－台北場 (2024/02/06)、<https://taide.tw/index/newsList/newsDetail/4b1141818d642b71018d8249ac933e0d> (最終アクセス：2024/10/20)。
- (6) 上野達彦「諸外国における情報解析規定と日本法」、上野達弘・奥邨弘司(編)、『AI と著作権』、42-44 頁 (勁草書房、2024)。
- (7) 台湾で使用されている中国語は繁体字であり、中国で使用されている中国語は簡体字である。両者は字体のみならず用法や単語等も異なることがある。
- (8) 行政院、完善臺灣 AI 基礎建設－打造可信任 AI 對話引擎 TAIDE (2024/06/11)、<https://www.ey.gov.tw/Page/5A8A0CB5B41DA11E/582206fe-26fc-4184-b911-aa6e4569ff3e> (最終アクセス：2024/10/20)。
- (9) 財團法人國家實驗研究院、臺版 AI 對話引擎年底釋大模型、奠定商業版發展基礎 (2023/06/15)、<https://taide.tw/index/newsList/newsDetail/4b1141818a2035e8018a2047152d0014> (最終アクセス：2024/10/20)。
- (10) 開発チームに関しては、次の TAIDE のホームページより確認できる。<https://taide.tw/index/teamList#tag1> (最終アクセス：2025/05/20)。
- (11) 國家科學及技術委員會、TAIDE 對話引擎初步成果發表、產官學齊聚見證 (2024/06/14)、<https://www.nstc.gov.tw/folksonomy/detail/f094b57a-204e-4114-99d3-a9412ae42d7a?l=ch> (最終アクセス：2024/10/20)。
- (12) 財團法人國家實驗研究院、重點研發與活動歷程、<https://taide.tw/index> (最終アクセス：2025/05/20)。
- (13) 財團法人國家實驗研究院、資料合作單位、<https://taide.tw/index/training-data?type=0&length=32> (最終アクセス：2025/05/20)。
- (14) 文化庁、文化審議会著作権分科会法制度小委員会、AI と著作権に関する考え方について (2024/03/15)、11 頁、https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/bunkakai/69/pdf/94022801_01.pdf。
- (15) 参照：經濟部智慧財產局 2023 年 6 月 16 日經授智字第 11252800520 號函。
- (16) 章忠信、臺灣地區 1949 年後著作権法制之發展變遷、中國法學會、中國版權協會、中國人民大學聯合主辦「中國著作権法律百年國際論壇」論文集掲載 (2010/10/14)。
- (17) 白江泰人「台湾著作権法上における編集著作物－「選択」及び「配列」における「創作性」、月刊パテント 2020 年 11 月号、116 頁。
- (18) 蔡惠如「著作権合理使用概括規定之回顧與前瞻」、智慧財產權月刊 VOL.209、7 頁 (2016/05)。

- (19) 台湾台北地方法院 81 年簡上字第 423 號判決。
- (20) 經濟部智慧財産局、國際著作権法合理使用立法趨勢之研究、期末報告、201 頁（2009/12/08）。
- (21) 謝銘洋『智慧財産權法』、259-260 頁（元照出版有限公司、第 12 版、2023）。
- (22) 章忠信『著作権法逐條釋義』、200 頁（五南、第 6 版、2023）。
- (23) 章忠信・前掲注 20、201 頁。
- (24) 最高法院 94 年度台上字第 7127 號刑事判決。
- (25) 章忠信・前掲注 20、201 頁。
- (26) 智慧財産法院 104 年度刑智上易字第 90 號刑事判決。
- (27) 智慧財産法院 104 年度民著上字第 5 號。
- (28) 章忠信・前掲注 20、202 頁。
- (29) 智慧財産法院 99 年度民著訴字第 36 號。
- (30) 章忠信・前掲注 20、202 頁。
- (31) 智慧財産法院 98 年度民著訴字第 8 號民事判決。
- (32) 智慧財産法院 107 年度民著訴字第 68 號民事判決。
- (33) 参照：2024 年 07 月 05 日に台湾大学にて行われた「生成式 AI 面臨著作権議題之産業因應實務」シンポジウムにおける TAIDE モデルトレーニングチームの蔡宗翰教授（中央大學資工系教授）の発言。

（原稿受領 2024.12.3）

JPAA
Information

ヒット商品は こうして生まれた！

令和 4 年
改訂版



ヒット商品を支えた知的財産権

「パテント・アトニー誌」で毎号連載しております、「ヒット商品を支えた知的財産権」。

こちらの記事を一冊にまとめた「ヒット商品はこうして生まれた！」は発明のストーリーをコンパクトにまとめたもので、非常に好評を博しております。

是非ご覧いただき、知的財産、更には弁理士への理解を深めていただければ幸いです。

◆本誌をご希望の方は、panf@jpaa.or.jp までご一報ください。